⑷　入札の無効　本入札公告等に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札、入札の条件に違反した者のした入札及び入札者に求められた義務を履行しなかった者のした入札は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　総合評価落札方式とする。本公告４⑶に従い総合評価の環境性能等に関する書類を提出した入札者であって、本公告２の競争参加資格をすべて満たし、入札説明書において明らかにした性能等の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、当該入札者の申込みに係る環境性能に対する得点を入札価格に対する得点で除して得た数値（総合評価点）の最も高い者をもって落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　競争参加資格の決定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も上記３⑷により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。なお、当該資格の申請は「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年３月30日付官報）により随時受け付ける。
⑼　その他　詳細は入札説明書による。

5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Ryuichi Kuwajima, Director of Kushiro Development and Construction Department of Hokkaido Regional Development Bureau
⑵　Classification of the products to be procured : 17
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Station Wagon (4×4) Quantity : 5
⑷　Delivery period : 12 December 2018
⑸　Delivery place : The place specified by the Obligating Officer
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
②　have Grade A, B, C or D in terms of the qualification for participating in tenders of the “manufacture of product” or “sale of product” by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in Hokkaido region in the fiscal year of 2016・2017・2018
③　have proven to have actually manufactured or delivered the products concerned or the products with performance similar to that of the products concerned
④　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order
⑤　not be currently under suspension of nomination by Director-General, Hokkaido Regional Development Bureau during the time of tender opening from time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification
⑺　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 3 : 00 p.m. 23 August 2018
⑻　Time limit for tender : 4 : 00 p.m. 12 September 2018
⑼　Contact point for the notice : Atsushi Takeda, Senior Officer of Contracts Division, Contracts Division, Kushiro Development and Construction Department of Hokkaido Regional Development Bureau, 3, Saiwai-cho 10-Chome, Kushiro, Hokkaido, 085—8551, Japan TEL 0154—24—7129

○開発釧路第６号（№６）
１　調達内容
⑴　品目分類番号　17
⑵　購入等件名及び数量
連絡車（４×４、ミニバン）３台交換契約（電子入札対象案件）
⑶　開発釧路第５号の１⑶に同じ。
⑷　納入期限　平成30年12月12日
⑸　開発釧路第５号の１⑸に同じ。
⑹　入札方法　国の所有に属する自動車等との交換契約とし総合評価の方法をもって行うので、
①　環境性能に関する書類を提出すること。
②　落札決定に当たっては、入札書に記載された交換差金（リサイクル費用及び自動車重量税等を含む）に、国が引渡す物品と国が購入する物品の差額（リサイクル費用及び自動車重量税等を除く）の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、国が引渡す物品と国が購入する物品の差額（リサイクル費用及び自動車重量税等を除く）の108分の100に相当する金額にリサイクル費用及び自動車重量税等を加算した金額を記載すること。また、リサイクル費用については、資管理料（消費税及び地方消費税込み）とリサイクル料金及び情報管理料（不課税）を区分して記載すること。
⑺　開発釧路第５号の１⑺に同じ。
２　競争参加資格
開発釧路第５号の２に同じ。
３　入札書の提出場所等
⑴～⑶　開発釧路第５号の３⑴～⑶に同じ。
⑷　電子調達システムによる入札書類データ（申請書等）の受領期限及び紙入札方式による申請書等の受領期限　平成30年８月23日15時00分
⑸　電子調達システムによる入札書及び紙入札方式による入札書の受領期限　平成30年９月12日16時00分
⑹　開札の日時及び場所　平成30年９月13日10時30分　北海道開発局釧路開発建設部入札執行室
４　その他
開発釧路第５号の４に同じ。

5　Summary
⑴　The same with the notice above (No. 5)
⑵　Classification of the products to be procured : 17
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Minivan (4×4) Quantity : 3
⑷　Delivery period : 12 December 2018
⑸～⑹　The same with the notice above (No. 5)
⑺　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 3 : 00 p.m. 23 August 2018
⑻　Time limit for tender : 4 : 00 p.m. 12 September 2018
⑼　The same with the notice above (No. 5)

○開発釧路第７号（№７）
１　調達内容
⑴　品目分類番号　17
⑵　購入等件名及び数量
連絡車（４×４、ＳＵＶ）２台交換契約（電子入札対象案件）
⑶　開発釧路第５号の１⑶に同じ。
⑷　納入期限　平成30年12月12日
⑸　開発釧路第５号の１⑸に同じ。
⑹　入札方法　国の所有に属する自動車等との交換契約とし総合評価の方法をもって行うので、
①　環境性能に関する書類を提出すること。
②　落札決定に当たっては、入札書に記載された交換差金（リサイクル費用及び自動車重量税等を含む）に、国が引渡す物品と国が購入する物品の差額（リサイクル費用及び自動車重量税等を除く）の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、国が引渡す物品と国が購入する物品の差額（リサイクル費用及び自動車重量税等を除く）の108分の100に相当する金額にリサイクル費用及び自動車重量税